

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年十二月六日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘信

令和6年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果								備考
			T N (%)	T P (%)	T K (%)	T CaO (%)			C/N	水分 (%)	
堆肥	川越市	肥え土	0.5	0.1	0.3	0.8			36	67.2	
	(有)エー・アイ	牛ふん堆肥なの華	1.1	1.6	2.1	1.3			22	47.7	
		馬ふん堆肥エクセレント	0.7	0.4	1.4	0.5			38	41.0	

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

T N—窒素全量、T P—りん酸全量、T K—カリ全量、T Cu—銅全量、T Zn—亜鉛全量、T CaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。